

令和5年 第6回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和5年6月9日（金）午後2時59分～
2. 場 所	にかほ市温泉保養センター はまなす
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（11名）	1番 佐々木純子 2番 加藤朋光 3番 佐々木鋼記 5番 齋藤一成 6番 巴 朋之 7番 須藤孝子 8番 須田 久 9番 佐藤久美子 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 伊藤 盛雄、推進委員 渡辺 優)
5. 欠席した委員（1名）	4番 須田貴志
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	10番 森 孝良 11番 遠藤 豊
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主査 齊藤雄介
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第9号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【3件】
報告第10号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】
議案第22号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【1件】

議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について . . .【 1 件】

議案第 2 4 号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について . . .【 3 2 件】

議案第 2 5 号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について . . .【 1 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 5 年第 6 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
(開会 午後 2 時 5 9 分)

◇会長 おはようございます。
本日、6 月 9 日ということで、田植えについては終わっている頃かなと思っておりましたが、規模の大きい農家さんではまだ終わっていないということで、本日 1 名の欠席となっております。

今年は、種まき後、田植え後も順調で、被害の報告も入っておりませんので、良かったな、と思っております。

皆さんご承知のように、J A 秋田中央会の会長に、しんせい農協の組合長が推薦されまして、正式には、今後の総会で決定されることとなります。

本日は総会后、推進委員との合同会議を行って、懇親会という流れになっております。これまで、コロナ禍の関係で、中々、皆さんで集まって会議や懇親会を開くことが出来ませんでした。今回、懇親会には全員参加とはなりませんでした。開催できたことが、良かったなと思っております。

今日はよろしく願い申し上げます。

◆事務局長 ありがとうございます。
本日、追加議案もございましたのでよろしくお願いいたします。
それでは議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく願いします。

◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。4 番須田貴志委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数 1 2 名中 1 1 名です。出席委員は過半数に達しております。本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
10番 森 孝良委員 11番 遠藤 豊委員 の兩名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告
5月24日、都市農業委員会会長会通常総会が秋田市で開催されましたが、都合により欠席しております。翌日の25日には、農協の農業経営事業運営協議会に遠藤職務代理から出席頂いております。5月30日、全国農業委員会会長大会と県選出国會議員要請集会在東京都で開催され、参加しております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書4ページからになります。
報告第9号は全て、新たに利用権を設定するため解約するものであります。報告第9号-1からそれぞれ、議案第24号-28、第24号-29、第24号-30へ上程されております。

◇議長

報告第9号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第9号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第10号 農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書5ページからになります。

農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。

申請地の公図、位置図を議案書6ページ、7ページに掲載しておりますが、場所は、株式会社プレステージ・インターナショナルの南側（裏側）に位置し、日本海東北自動車道との間にある、院内字深堰地内の登記地目が畑の土地になります。

6ページをご覧ください。先月の議案にも同様な案件がありましたが、太線で囲われている範囲内に、4筆の地番が記載されていて、当該字地番も含まれています。当該地番は、登記簿上は地目が畑で登記されていますが、公図上は隣接地との境界が確定されていない「筆界未定地」となっているものであります。

先月の案件は、筆界を特定し、地目変更申請したことによる照会でありましたが、今回の照会は、地目を変更した後、最終的に合筆し、地目を「山林」で登記する予定であることから、筆界を確定せずに地目変更しようとするものです。7ページ上段の写真をご覧ください。一部樹木の生えていない箇所が過去に畑として利用されていたと思われませんが、現在の所有者は県外在住であることや、周囲の林地と一体化し、農地としての利用は見込めないことから、非農地として回答しております。現地につきましては遠藤委員及び佐々木鋼記委員に確認していただいております。

◇議長

報告第10号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第10号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第22号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書8ページになります。

譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、譲受人は数十年にわたり兄の農作業を手伝ってまいりました。これまでは作業補助という形で農業に関わってきましたが、本格的に農業に従事するため譲受人の希望により農地を贈与するものです。受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。農地法第3条第2項のいずれにも該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

◇議長

議案第22号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第22号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第23号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は9ページからとなります。

16ページに付近見取図がありますが、申請地は伊勢居地集落内にある「小出診療所」に隣接する、地目が田の農地です。転用申請書、事業計画を10ページから、土地利用計画図や現況写真は18ページから掲載しております。

転用事業者は、にかほ市 でありまして、市の第2次総合発展計画にあります「子育てしやすいまち」の実現に向けて、18歳までの医療費無償化や保育料の無償化、子育て支援センターの開設など、子育て支援の施策に取り組んでいるところであります。

今般、その子育て支援策の一つとして、病気の回復期に至っていないことから集団保育が困難で、かつ、保護者の就労等の

都合により家庭での保育も難しい子どもの受け入れ先として「病児保育施設」を整備するものです。施設の設置には看護師の常駐が要件とされ、申請地であれば、診療所からの駆け付けによる対応が可能となることから、適地として選定したものです。

転用許可の要件である農地区分は、農道等を挟んで申請地の北側に、ほ場整備された10ha以上の農地が広がっていることから、第1種農地と判断され、農地転用は原則不許可となりますが、土地収用法第3条第23号に規定する、社会福祉法による第二種社会福祉事業に該当する施設であり、また、集落に接続して設置される施設であることから不許可の例外として認められております。

現地につきましては、由利地域振興局職員及び佐々木鋼記委員、佐藤敏彦推進委員に確認していただいております。

◇議長

議案第23号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第23号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第24号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書22ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて 32件でありまして、うち賃借権の新規が7件、再設定が22件、使用貸借権の設定が3件で、利用権設定の総面積は 190,730㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

議案第24号-1は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第24号-2は、使用貸借権の新設であります。受人は周辺の農地を耕作しており、以前から当該地の耕作も希望しておりましたが、所有者の住所が市外であったため契約できずおりました。今年、隣接ほ場で作業をしていたところ、偶然、所有者と会い、貸借の了解を得られたものです。受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第24号-3は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第24号-4から16は、受人が同一で、4から14までは賃借権の再設定、15と16は使用貸借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第24号-17から22は、受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件は議案に記載のとおりであります。

議案第24号-23は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第24号-24から27は、受人が同一であり、24と25は解除条件付き賃借権の再設定、26と27は同じ賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第24号-28は、賃借権の新設でありまして、一部は報告第9号-1に係る農地になります。受人はこれまで、米の集荷業者として、にかほ市で生産された米を取り扱っておりました。今般、法人の定款を変更し、農産物の生産を事業目的に加えたことから、4月に認定農業者としての認定を受け、利用権を設定するものであります。

議案書40ページからは、農地中間管理事業を利用した賃借権の新設となります。

議案第24号-29と30は、それぞれ報告第9号-2と3に係る農地になります。場所は、旧小出小学校の南にある、いわゆる「園芸メガ団地」内の農地でありまして、前の受人も新しい受人も、同じ団地内で小菊を栽培しております。受人同士による調整により、実質的には権利の移転ということになりますが、これまで農地円滑化事業による利用権の設定であったものを、農地中間管理事業による利用権の設定に切り替えるものであることから、賃借権の新設という形になっているものです。

議案第24号-31と32は、受人が同一でありまして、い

ずれも賃借権の新設であります。受人は、県内複数の市町村で農産物の生産を行う計画で、認定農業者として、令和3年に、県から農業経営改善計画の広域認定を受けております。作付計画としては、遊休農地を活用して「さつま芋」を作付けし、今後、面積も拡大する意向です。将来的には加工施設を設置し、雇用創出につなげるという構想もあるとのことでした。

◇議長 議案第24号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長 暫時休憩いたします。 (午後3時30分)

◇議長 再開いたします。 (午後3時37分)

◇議長 他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見等ないようであれば、議案第24号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第25号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 追加議案書をご覧ください。

議案第25号は、農業振興地域整備計画内の農用地利用計画の変更についてであります。農用地区域からの除外に係る変更案に対して意見を求められているものでありまして、目的は、現在、仁賀保高原で風力発電設備の建て替え工事が行われておりますが、それに関連して、現在の変電設備に隣接して変電建屋を建設するためであります。

計画地の見取図と土地利用計画図、現況写真等を8ページから11ページに掲載しておりますが、申請地は、桂坂から仁賀保高原を經由して釜ヶ台方面に延びる、県道長岡冬師城内線のスノーシェルター付近の採草地の一部、約1,100㎡です。

今後、農地転用許可申請が提出されることとなりますが、建設予定地は農振農用区域であり、このままでは転用許可が出来ませんので、農用区域から除外しようとするものです。

6 ページの 農用地利用計画変更要件検討表 にもありますとおり、市では、場所の選定や農地の集積、土地改良施設の機能に支障はないと認められるとのことでもあります。

◇議長

議案第25号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、議案第25号について変更案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、同意することに決定し、変更案には特に異議のない旨の意見書を提出することといたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後3時41分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和5年6月9日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 10番 印

委 員 11番 印
